

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

株式会社 ヤガミ

代表取締役社長 小林 啓 介

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。書面による議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年7月12日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月13日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1 第56期（2020年4月21日から2021年4月20日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項 2 第56期（2020年4月21日から2021年4月20日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yagami-inc.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

◎ **新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止への対応について**

株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下のとおり対応をさせていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・感染拡大防止の観点から、極力、総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）による議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・感染拡大防止のため、総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日の入場者数を制限させていただく場合もございます。

【当日の感染防止策】

- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・当社役員につきまして、感染拡大リスク低減の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

添付書類

事業報告

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の経営成績の概況

当連結会計年度は、文教分野においては感染症対策に伴う特別予算の執行や、小学校における新学習指導要領の施行の他、コロナ禍で予想された学校校舎の改修延期が一部地域にとどまるなど、全体として需要が大きく伸長しました。またエレクトロニクス関連市場では、高速通信規格（5G）の普及やコロナ禍による巣ごもり需要を受け、半導体業界を中心に世界的な拡大基調が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、保健室向け感染症対策商品の展開や新教科書に準拠した理科実験機器の提案、AED更新需要の取り込みを進めた他、滅菌器・環境試験機器の国外市場拡販に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は101億75百万円（前年同期比26.9%増）、営業利益は16億26百万円（同55.1%増）、経常利益は16億51百万円（同54.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億41百万円（同40.8%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【理科学機器設備部門】

小学校における新学習指導要領施行に伴い、プログラミング教材など新教科書に準拠した商品拡販に努めた他、学校校舎の改修に伴う実習台・収納戸棚類の売上が前期実績を上回りました。また(株)平山製作所においては、国内外の感染症対策需要に伴って滅菌器の売上が伸びたほか、食品業界向けの小型レトルト釜も好調に推移しました。

以上の結果、売上高は48億82百万円（前年同期比17.7%増）、セグメント利益は7億34百万円（同75.0%増）となりました。

【保健医科機器部門】

感染症対策の特別予算に伴い、体温計や衛生材料など消耗品のほか、待機スペース確保のための衝立・簡易ベッド等の設備品や健康診断機器が大きく伸長しました。またAEDの新規および更新需要に対する取り込みも引き続き好調を維持しました。

以上の結果、売上高は30億3百万円（前年同期比53.3%増）、セグメント利益は6億5百万円（同61.3%増）となりました。

【産業用機器部門】

エレクトロニクス関連産業の拡大基調を背景に、保温・加熱用ヒーターが前年実績を上回った他、(株)平山製作所においては、中国の半導体関連投資の拡大などにより環境試験機器の国外販売が大きく伸長しました。

以上の結果、売上高は22億89百万円（前年同期比19.6%増）、セグメント利益は3億11百万円（同13.5%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 53 期	第 54 期	第 55 期	第56期(当連結会計年度)
		2017年4月21日から 2018年4月20日まで	2018年4月21日から 2019年4月20日まで	2019年4月21日から 2020年4月20日まで	2020年4月21日から 2021年4月20日まで
売 上 高 (千円)		8,703,031	8,330,846	8,019,823	10,175,392
経 常 利 益 (千円)		1,240,614	1,073,262	1,069,746	1,651,622
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		804,881	701,210	740,160	1,041,925
1株当たり当期純利益 (円)		153.43	133.68	141.10	198.63
総 資 産 (千円)		14,482,919	14,480,269	14,567,149	16,464,354
純 資 産 (千円)		10,660,232	10,997,259	11,398,949	12,173,935

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を第54期から適用しており、第53期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等になっております。

5. 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべきと考える事業上の課題は、以下のとおりです。

（理科学機器設備）

教育理科機器の需要は、理科教育振興法に基づく補助金など国や地方自治体の教育予算がその大半を占めております。科学技術の振興・充実の礎となる理科教育は極めて重要な国の施策である一方、少子化の進行により市場の大きな伸長は見込めない状況となっております。当社におきましては、学校現場に最適な品質の商品提案を通じたブランド力アップによりシェア拡大を図るとともに、幼稚園・保育園や医療系施設、大学・専門学校に対する収納

戸棚や調理台の提案など、当社のノウハウや強みが活かせる周辺分野への拡充を進めてまいります。

榊平山製作所にて取り扱っている滅菌器の分野においては、中国製品の台頭に伴い、国内外いずれの市場においても製品の差別化が課題となっております。ネットワーク接続などを念頭にした次世代機の開発とともに国内外共通のグローバルモデル化を進めてまいります。また競争が激化している国内市場においては、きめ細かなアフターサービス体制の整備による顧客満足度の向上と、成長の見込まれる食品業界への一層の拡販を目指してまいります。

(保健医科機器)

コロナ禍による感染症対策需要は継続が予想されるものの、少子化に伴う小中学校の統廃合が進展する中で、中長期的には大幅な市場拡大が見込めないうえ、競合他社の参入や学校現場におけるネット通販の進展が進み、シェアアップは一層重要な課題となっております。当社におきましては、現場ニーズを反映したオリジナルの健康診断機器をはじめ、感染症対策関連商品や豊富な消耗品を網羅した総合カタログの提供等を通じて、積極的な営業活動を展開してまいります。

(産業用機器)

保温・加熱用電気ヒーターについては、半導体関連業界の景気動向に左右されにくい収益基盤を確立することが重要な課題と認識しております。新たな顧客、幅広い業界、業種、用途への対応を着実に進めるため、オリジナル商品を含めた商品群の強化、施工業者との連携や社内技術担当の体制強化を図ってまいります。

榊平山製作所にて取り扱っている環境試験機器の分野においては、半導体製造工程の垂直統合化などの他、近年の地政学リスクを踏まえた動きに合わせ、欧米など東アジア以外の販売網拡充を図ってまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社やがみビルであり、同社は当社普通株式3,498千株（自己株式控除後持株比率66.7%）を保有しております。

親会社との間に取引はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ヤガミファニテク	10,000千円	100.00%	施設設備家具の製造
株式会社平山製作所	70,000千円	80.00%	全自動高圧蒸気滅菌器、環境試験機器の製造、販売及び修理

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、理科学機器設備、保健医科機器、産業用機器の販売を行い、主な商品は次のとおりであります。

理科学機器設備……………収納壁、調理台、実験台、顕微鏡、電源装置、滅菌器

保健医科機器……………蘇生法教育人体モデル、A E D（自動体外式除細動器）、視力・聴力等検査器、身長計、体重計

産業用機器……………保温・加熱用電気ヒーター、環境試験機器

8. 主要な営業所及び工場

株 式 会 社 ヤ ガ ミ	本社（愛知）、東京支店（東京）、大阪支店（大阪）、福岡営業所（福岡）、名北商品センター（愛知）、小牧事業所（愛知）
株 式 会 社 ヤ ガ ミ フ ァ ニ テ ク	本社（愛知）、工場（愛知）
株 式 会 社 平 山 製 作 所	本社工場（埼玉）、外国営業部（東京）、大阪支店（大阪）

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
232名	9名増	44.0才	15.7年

（注） 上記は役員、顧問及びパートは含まず、契約社員を含んでおります。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 5,300,000株（自己株式54,590株を含む）
3. 株主数 437名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社やがみビル	3,498,080株	66.7%
株式会社八神製作所	310,000	5.9
八神昌裕	121,000	2.3
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	110,500	2.1
八神基	104,000	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	94,400	1.8
光通信株式会社	92,200	1.8
小林啓介	77,000	1.5
小林知佳代	75,000	1.4
ヤガミ従業員持株会	74,140	1.4

（注）当社は、自己株式を54,590株保有しております。なお、持株比率は、自己株式（54,590株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林啓介	株式会社やがみビル 代表取締役社長 株式会社ヤガミファニテック 代表取締役社長 株式会社平山製作所 取締役
取締役	遠藤勝	東京支店長兼産業電熱システム事業部長
取締役	五十嵐敬	株式会社平山製作所 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	長谷川和久	
取締役（監査等委員）	建守徹	建守徹法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	小島浩司	監査法人東海会計社 代表社員 ワシントンホテル株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社は、取締役会において取締役の職務の執行状況が月1回以上報告されるほか、内部監査担当者を配置し、内部統制結果を報告するなど内部監査室との連携を密に図ることで、十分な監査業務を遂行することができる環境が整備されております。
2. 当社は、監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、長谷川和久氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）建守 徹氏及び小島浩司氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）建守 徹氏及び小島浩司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）小島浩司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員長谷川和久、建守 徹及び小島浩司の3氏と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額当社が負担しております。

4. 取締役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、経営意欲を向上させ、会社業績に貢献することを基本方針としています。報酬は、年間報酬と役員退職慰労金で構成されており、年間報酬の支払時期は、年間報酬を12で除した月額報酬を毎月支給します。役員退職慰労金の支払時期については、月額報酬に役位ごとの倍率を乗じた額を毎期積み立て、株主総会の決議に従い、取締役会において決定した額を退任時に支給します。

② 報酬等に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役割、役位、職責の基準額を設定し、その合計額に業績係数及び個人の業績貢献係数を乗じた額を年間報酬としています。また、グループ全体の企業価値の持続的な向上を図り、株主利益と連動した報酬体系とするため、代表取締役は連結経常利益、代表取締役以外の取締役は単体の経常利益を業績係数とし、業績貢献係数は、個人の業績への貢献度を評価したもので、いずれも業績貢献度を測る指標としております。なお、個人別の報酬額は、上記に基づき算出した報酬額を取締役会で協議のうえ決定しております。

③ 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役は、非金銭報酬等の支給はありません。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	84,430 (-)	39,000 (-)	30,735 (-)	14,695 (-)	- (-)	2 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,790 (5,040)	14,040 (5,040)	- (-)	750 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	99,220 (5,040)	53,040 (5,040)	30,735 (-)	15,445 (-)	- (-)	5 (2)

- (注) 1. 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。
 2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 3. 当事業年度末現在の人員は、取締役3名（監査等委員を除く）、取締役3名（監査等委員）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いているためであります。

4. 2015年7月14日開催の第50回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の限度額は年額240,000千円以内（使用人分給与を含まない）、監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、年額48,000千円以内と決議しております。なお、第50回定時株主総会が終了した時点での取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年7月14日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月5日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(4) 業績連動報酬に係る指標の実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、単体の経常利益は1,170百万円、連結の経常利益は1,651百万円となります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）建守 徹氏の兼職先である法人等と、当社との間に取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）小島浩司氏の兼職先である法人等と、当社との間に取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	主な活動の状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 建 守 徹	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、また、監査等委員会13回中12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小 島 浩 司	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

みおぎ監査法人

(注) 2020年7月14日開催の第55回定時株主総会において、新たにみおぎ監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった普賢監査法人は退任いたしました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに会計監査の職務遂行状況等を検討のうえ適切と判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年7月14日開催の第50回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する「内部統制基本方針」を改定いたしました。その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令及び定款を遵守するとともに、高い倫理観を持って事業を運営していくため、倫理規程を定め取締役及び使用人が遵守すべきものとする。
- ② 企業行動倫理委員会を設置して倫理規程の遵守及び理念の徹底を図る。
- ③ スピーク・アップ制度を設け、その通報窓口を企業行動倫理委員会とする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程に則り、その職務の執行に係る文書及び重要な情報を保存するとともに、保存媒体に応じ十分な注意をもってこれを管理する。

(3) 損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基本規程として定めた経営危機管理規程について一層の周知徹底を図るとともに危機の未然防止意識向上のため、危機管理委員会による教育、マニュアルの作成配付及びシミュレーショントレーニングを実施する。
- ② 経営活動上の諸リスク等を認識し、そのリスクの把握と対応管理責任者の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- ① 監査等委員会を設置し、業務執行の一部を取締役に委任するとともに、取締役会の監督機能を強化する。
- ② 取締役会を定期的に（月1回）開催し、重要な業務執行に係る意思決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ 組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、職務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告義務を負う。
- ② グループ全体のリスク管理について定める経営危機管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。さらに、当社グループのリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応を審議する。
- ③ グループ経営計画を策定し、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ④ 倫理規程を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社の状況を勘案し、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置かない。
 - ② 監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を必要と認める場合、取締役は監査等委員会と協議を行う。この場合において、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くときには、人事異動や評価等について監査等委員会の意見を尊重する。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査等委員会が定めた事項につき、速やかに報告する。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- 子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査等委員会が定めた事項につき速やかに報告する。
- (9) 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、代表取締役と適宜意見交換を行う。
 - ② 監査等委員は、会計監査人との緊密な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を行う。
 - ③ 監査等委員は、監査・監督に必要と認めた場合には、外部専門家（弁護士及び公認会計士等）と連携する。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 経理について規程を定め、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行う。
 - ② 全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備と運用状況の評価と改善を行う。
- (13) 反社会的勢力との関係排除のための体制
- ① 反社会的勢力や団体と一切の関係を排除し、「三ない」即ち「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則として、社会悪に立ち向かう姿勢を貫く。
 - ② 反社会的勢力や団体の動きに対して、社内の組織体制を整え、業務監視委員会を設置する。
 - ③ 反社会的勢力や団体の動きに対して、関係行政機関と連携を密にし、不法、不当な要求に対して、断固たる姿勢で臨み早期に対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制基本方針に基づく、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を14回開催し、経営方針や経営戦略に係る重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、継続的に新たな経営上のリスクを検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行いました。
- ② 監査等委員会を13回開催し、監査等委員会規程に基づき監査計画、監査の実施及び監査結果の報告を行いました。また、内部監査室の監査結果や会計監査人からの四半期毎の報告を受けております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備状況及び運用状況の評価と改善を行い、監査等委員会に報告しました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営における重要施策の一つであると考えており、株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととしております。さらに、持続的な成長や事業リスクへの備えに必要な財務の健全性とのバランスも考慮し、配当は、親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率(連結配当性向)50%を目処に実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2020年11月20日の公表内容から24円増配し、100円とさせていただくことといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年4月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,636,381	流動負債	3,078,982
現金及び預金	8,109,462	支払手形及び買掛金	959,287
受取手形及び売掛金	2,094,714	電子記録債務	776,550
電子記録債権	522,798	未払金	61,188
有価証券	316,490	未払法人税等	484,689
商品及び製品	893,104	賞与引当金	382,137
仕掛品	113,554	その他	415,128
原材料及び貯蔵品	400,360	固定負債	1,211,436
その他	188,343	長期前受金	349,046
貸倒引当金	△2,448	長期預り保証金	231,529
固定資産	3,827,973	繰延税金負債	8,172
有形固定資産	1,699,005	退職給付に係る負債	342,642
建物及び構築物	291,694	役員退職慰労引当金	192,888
土地	1,346,573	その他	87,157
建設仮勘定	158	負債合計	4,290,418
その他	60,579	(純資産の部)	
無形固定資産	58,447	株主資本	11,574,187
電話加入権	4,492	資本金	787,299
ソフトウェア	53,955	資本剰余金	676,811
投資その他の資産	2,070,519	利益剰余金	10,144,356
投資有価証券	1,705,029	自己株式	△34,280
繰延税金資産	329,776	その他の包括利益累計額	68,348
その他	40,713	その他有価証券評価差額金	68,348
貸倒引当金	△4,999	非支配株主持分	531,399
資産合計	16,464,354	純資産合計	12,173,935
		負債及び純資産合計	16,464,354

連結損益計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,175,392
売上原価	6,193,747
売上総利益	3,981,645
販売費及び一般管理費	2,355,054
営業利益	1,626,590
営業外収益	
受取利息	2,560
有価証券利息	11,420
受取配当金	6,971
不動産賃貸料	402
助成金収入	3,584
その他	4,235
	29,175
営業外費用	
支払利息	233
売上割引	1,565
為替差損	891
支払補償費	1,399
その他	53
	4,143
経常利益	1,651,622
特別損失	
固定資産除却損	151
投資有価証券評価損	34,609
	34,761
税金等調整前当期純利益	1,616,861
法人税、住民税及び事業税	603,961
法人税等調整額	△90,302
当期純利益	1,103,201
非支配株主に帰属する当期純利益	61,276
親会社株主に帰属する当期純利益	1,041,925

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	787,299	676,811	9,474,859	△34,145	10,904,824
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△372,427		△372,427
親会社株主に帰属する当期純利益			1,041,925		1,041,925
自 己 株 式 の 取 得				△135	△135
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	669,497	△135	669,362
当 期 末 残 高	787,299	676,811	10,144,356	△34,280	11,574,187

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	24,001	24,001	470,123	11,398,949
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△372,427
親会社株主に帰属する当期純利益				1,041,925
自 己 株 式 の 取 得				△135
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	44,347	44,347	61,276	105,623
当 期 変 動 額 合 計	44,347	44,347	61,276	774,985
当 期 末 残 高	68,348	68,348	531,399	12,173,935

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称 …………… 2社 株式会社ヤガミファニテク、株式会社平山製作所
非連結子会社 …………… 該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 …………… 該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算期 …………… 連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 …………… <時価のあるもの>

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

<時価のないもの>

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

(ロ) 無形固定資産 …………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末支給額の100%を計上しております。なお、連結子会社1社は役員退職慰労引当金を計上しておりません。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 …………… 連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ロ) 消費税等の会計処理方法 …………… 税抜方式を採用しております。

(ハ) 退職給付に係る会計処理方法 … 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、当連結会計年度末における繰延税金資産(連結貸借対照表計上額 329,776千円)の回収可能性を判断するにあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期以降の事業計画に基づく課税所得見込みにより行われます。新型コロナウイルス感染症に伴う関連需要は、当社グループの将来収益に一定の影響を与えるものの、ワクチン普及に伴って翌年度後半からは需要が収束していくとの仮定を用いて算定のうえ、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、感染症の収束状況やその他の経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,888,217千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	5,300,000	—	—	5,300,000
自己株式				
普通株式	54,537	53	—	54,590

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	372,427千円	71円	2020年4月20日	2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	524,541千円	100円	2021年4月20日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に理科学機器設備の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として債券であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	8,109,462	8,109,462	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,094,714	2,094,714	—
(3) 電子記録債権	522,798	522,798	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	2,020,319	2,020,319	—
(5) 支払手形及び買掛金	(959,287)	(959,287)	—
(6) 電子記録債務	(776,550)	(776,550)	—
(7) 未払金	(61,188)	(61,188)	—
(8) 未払法人税等	(484,689)	(484,689)	—
(9) 長期預り保証金	(231,529)	(231,529)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 未払金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期預り保証金

長期預り保証金は変動金利によるものであり、期限の定めがないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,219円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	198円63銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年4月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,293,176	流動負債	2,107,287
現金及び預金	6,289,343	支払手形	4,365
受取手形	509,548	電子記録債権	828,549
電子記録債権	444,724	買掛金	346,796
売掛金	908,430	未払金	43,528
有価証券	316,490	未払費用	60,926
商品	696,676	未払法人税等	374,574
貯蔵品	9,249	未払消費税等	98,291
前渡金	10,173	前受金	86,524
前払費用	1,088	預り金	26,505
未収入金	18,810	賞与引当金	217,453
その他の	88,834	その他の	19,772
貸倒引当金	△195	固定負債	1,000,311
固定資産	3,814,334	長期前受金	349,046
有形固定資産	1,047,050	長期預り保証金	231,529
建物	158,935	退職給付引当金	187,526
構築物	4,467	役員退職慰労引当金	145,051
車輛運搬具	2,222	資産除去債務	9,095
工具、器具及び備品	7,505	その他	78,062
土地	873,760	負債合計	3,107,599
建設仮勘定	158	(純資産の部)	
無形固定資産	50,727	株主資本	9,931,562
電話加入権	2,962	資本金	787,299
ソフトウェア	47,765	資本剰余金	676,811
投資その他の資産	2,716,556	資本準備金	676,811
投資有価証券	1,705,029	利益剰余金	8,501,732
関係会社株式	679,196	利益準備金	196,824
繰延税金資産	319,767	その他利益剰余金	8,304,907
差入保証金	11,885	配当平均積立金	200,000
その他	678	別途積立金	3,100,000
資産合計	13,107,511	繰越利益剰余金	5,004,907
		自己株式	△34,280
		評価・換算差額等	68,348
		その他有価証券評価差額金	68,348
		純資産合計	9,999,911
		負債及び純資産合計	13,107,511

損 益 計 算 書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,110,215
売 上 原 価		4,261,883
売 上 総 利 益		2,848,331
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,716,464
営 業 利 益		1,131,867
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,558	
有 価 証 券 利 息	11,420	
受 取 配 当 金	6,971	
不 動 産 賃 貸 料	17,611	
そ の 他	5,352	43,913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	233	
売 上 割 引	1,565	
不 動 産 賃 貸 費 用	2,918	
そ の 他	891	5,608
経 常 利 益		1,170,171
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	135	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	34,609	34,745
税 引 前 当 期 純 利 益		1,135,426
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	430,678	
法 人 税 等 調 整 額	△79,074	351,603
当 期 純 利 益		783,823

株主資本等変動計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計		配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	787,299	676,811	676,811	196,824	200,000	3,100,000	4,593,512	8,090,337	△34,145	9,520,302
当期変動額										
剰余金の配当							△ 372,427	△ 372,427		△ 372,427
当期純利益							783,823	783,823		783,823
自己株式の取得									△ 135	△ 135
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	411,395	411,395	△ 135	411,260
当期末残高	787,299	676,811	676,811	196,824	200,000	3,100,000	5,004,907	8,501,732	△ 34,280	9,931,562

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	24,001	24,001	9,544,304
当期変動額			
剰余金の配当			△ 372,427
当期純利益			783,823
自己株式の取得			△ 135
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	44,347	44,347	44,347
当期変動額合計	44,347	44,347	455,607
当期末残高	68,348	68,348	9,999,911

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 ……………… <時価のあるもの>

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

<時価のないもの>

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 ……………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……………… 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

無形固定資産 ……………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………… 従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 ……………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 ……………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額の100%を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 ……………… 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法 ……………… 税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社は、当事業年度末における繰延税金資産(貸借対照表計上額 319,767千円)の回収可能性を判断するにあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期以降の事業計画に基づく課税所得見込みにより行われます。新型コロナウイルス感染症に伴う関連需要は、当社の将来収益に一定の影響を与えるものの、ワクチン普及に伴って翌年度後半からは需要が収束していくとの仮定を用いて算定のうえ、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、感染症の収束状況やその他の経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 8,985千円

短期金銭債務 74,944千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 961,777千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高 325千円

(2) 関係会社からの仕入高 186,141千円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高 93,835千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位:株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	54,537	53	—	54,590

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	44,385千円
長期前受金	131,913千円
退職給付引当金	57,383千円
賞与引当金	66,540千円
減損損失	22,279千円
未払事業税	19,080千円
その他	30,599千円
繰延税金資産小計	372,183千円
評価性引当額	△22,279千円
繰延税金資産合計	349,903千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	30,136千円
繰延税金負債合計	30,136千円
繰延税金資産の純額	319,767千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
子会社	備ヤガミファニテク	所有 直接 100.0%	1名	当社仕入先	不動産賃貸(注)	16,932千円	—	—
					業務委託(注)	51,760千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃貸借料及び業務委託費は近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	備八世クリエイト	被所有 直接 0.00%	不動産賃借 (注) 1	不動産賃借料等	30,312千円	—	—
				敷金の支払い	—	差入保証金	8,843千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 同一建物(ビル)に入居するテナント他社との取引条件を参考のうえ、決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,906円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	149円43銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

株式会社 ヤガミ
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 中村 謙介 ㊞

業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐賀 晃二 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤガミの2020年4月21日から2021年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

株式会社 ヤ ガ ミ
取締役会 御 中

みおぎ監査法人
東京都千代田区
指定社員 公認会計士 中 村 謙 介 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐 賀 晃 二 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤガミの2020年4月21日から2021年4月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月21日から2021年4月20日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び説明を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月8日

株式会社 ヤ ガ ミ 監査等委員会

監査等委員 長谷川 和 久 ⑩

監査等委員 建 守 徹 ⑩

監査等委員 小 島 浩 司 ⑩

(注) 監査等委員建守徹及び小島浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	こ ばやし けい すけ 小 林 啓 介 (1968年5月13日生)	1992年4月 (株)三和銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行 2004年6月 同行退社 2004年7月 当社取締役事業開発室担当 2005年4月 当社取締役第一事業本部営業本部長兼事業開発室担 当 2005年8月 当社取締役第一事業本部長兼事業開発室担当 2007年7月 当社取締役経営管理本部長 2008年7月 当社専務取締役 2010年7月 当社代表取締役副社長 2012年7月 当社代表取締役社長（現任） 2014年6月 (株)平山製作所取締役（現任） 2017年7月 (株)やがみビル代表取締役社長（現任） 2018年8月 (株)ヤガミファニテック代表取締役社長（現任）	77,000株
[取締役候補者とした理由] 2012年7月に代表取締役社長に就任し、企業経営者として当社グループの経営に貢献してまいりました。豊富な経験と実績とともに子会社の経営にも携わるなど、優れた経営執行能力を有しております。引き続き当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括を期待し、取締役候補者いたしました。			
2	い が らし けい 五 十 嵐 敬 (1954年7月14日生)	2006年3月 (株)平山製作所入社 2006年6月 同社常務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長（現任） 2019年7月 当社取締役（現任）	2,000株
[取締役候補者とした理由] 当社子会社である(株)平山製作所において、長きにわたり同社の代表取締役社長としての経験と実績を有していることから、引き続き当社グループの経営判断および監督の遂行に十分な役割を果たすことができる人材と判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	さぬき ただし 佐 貴 匡 (1968年6月19日生)	1992年3月 当社入社 2019年7月 当社経営管理部長（現任）	3,084株
	[取締役候補者とした理由] 長年にわたり人事及び総務などの管理部門に従事し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験を活かし、企業価値の向上に貢献することを期待し、新たに取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はせがわ かずひさ 長谷川 和久 (1958年9月9日生)	1981年3月 当社入社 2011年7月 当社経営管理本部経理部長 2012年7月 当社執行役員経営管理部長 2019年7月 当社取締役（監査等委員）（現任）	12,600株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社入社以来、長年にわたり財務・経理部門に従事し、豊富な経験、実績とともに優れた管理能力を有しており、これらの経験及び実績を活かし、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を公正に判定していただけることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	こじま こうじ 小島 浩司 (1970年11月22日生)	1996年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2000年7月 公認会計士登録 2001年7月 公認会計士小島興一事務所（現 税理士法人中央総研）入所 2001年10月 税理士登録 2004年3月 監査法人東海会計社代表社員（現任） 2018年6月 ワシントンホテル(株) 社外取締役（現任） 2019年7月 当社取締役（監査等委員）（現任）	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 小島浩司氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。同氏は、社外役員以外の方法で経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊富な知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献および監督機能強化を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
3	あづみ たかし 安積 孝師 (1972年4月20日生)	2011年12月 弁護士登録 2016年4月 楠田法律事務所（現 楠田・安積法律事務所）代表弁護士（現任）	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 安積孝師氏は、社外役員以外の方法で経営に関与したことはありませんが、弁護士としての職歴を通じて、専門的かつ豊富な知識と経験を有しております。今般、経営から独立した立場から、公正かつ法的知見からの監督と適切なご意見をいただけるものと期待して、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小島浩司、安積孝師の両氏は、社外取締役候補者であります。小島浩司は㈱名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、安積孝師氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
3. 小島浩司氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、長谷川和久、小島浩司の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。
5. 安積孝師氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。
6. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役になつた場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふくだてつぞう 福田哲三 (1957年12月29日生)	1992年4月 ㈱日本債券信用銀行(現 ㈱あおぞら銀行) 入行 1999年2月 サーマエンジニアリング㈱代表取締役社長(現任) 2011年10月 当社監査役 2015年7月 当社取締役(監査等委員)	—
<p>[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割]</p> <p>福田哲三氏を社外取締役候補者とした理由は、長年、企業経営に携わり、豊富な経験と知見を有しているためであります。当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注)
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 福田哲三氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 福田哲三氏は、㈱名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 福田哲三氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。福田哲三氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役遠藤勝氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会の審議を経て決定しており、相当であると判断しております。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは特段の意見がない旨を確認しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
遠藤 勝	2012年7月 当社取締役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 2階 ホール

【TEL】 052-231-7851（代表）

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
 鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
 名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅バスターミナル（⑧番のりば）より「外堀通」下車すぐ
 駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。